

安心を支えるサービス

(1)相談窓口

それぞれの相談窓口では、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、いきいきと暮らすことができるように、保健や福祉に関する様々な相談に応じ、必要なサービスが受けられるよう支援をしています。

■地域包括支援センター ～高齢者の総合相談窓口～

地域包括支援センターは、高齢者の皆様がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から支援を行っています。

介護が必要な方も、お元気な方もご利用いただけます。

生活の中で、困っていることや心配なことがありましたら、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

地域包括支援センターで実施する4つの主な支援

総合相談・支援

高齢者の皆様のさまざまな相談や悩みにお応えします

- 高齢者ご本人やご家族のお困りごとの相談
- 相談内容に応じて適切なサービスへつなぐ総合的な支援

権利擁護

高齢者の皆様の権利を守ります

- 虐待の早期発見・防止
- 高齢者の財産を守る成年後見制度の紹介・利用の支援
- 悪質な訪問販売などの消費者被害の防止

介護予防ケアマネジメント

自立した生活をおくれるよう支援します

- 要介護・要支援状態になるおそれのある方⇒介護予防事業の利用
(31～32ページ参照)
- 要支援1・2と認定された方⇒介護予防サービスを利用するためのプラン作成

暮らしやすい地域づくり

さまざまな方面から高齢者の皆様に支えます

- 地域のケアマネジャーへの支援
- 医療機関などの関係機関とのネットワークづくり

ダブルケア（子育て・介護）に関する相談ができます

子育てと介護の両方を担う方の相談窓口を基幹型包括支援センター(※)に設置しています。様々な困りごとに対して、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など総合的な支援を行います。電話による相談も可能です。

★★★「どこに相談すればいいかわからない」というときも、まずはご相談下さい。★★★

区	名称	所在地	TEL	FAX	担当区域(小学校区)
堺区	堺第1 地域包括支援センター	堺区海山町 3-150-2 (ハートピア堺隣)	222-8082	222-8083	三宝・錦西・市・英彰
	堺第2 地域包括支援センター	堺区今池町 4-4-12 (みあ・カーさ内)	229-9240	229-9234	錦・錦綾・浅香山・三国丘
	堺第3 地域包括支援センター	堺区京町通 1-21 (グレース堺敷地内)	223-1500	223-1522	熊野・少林寺・安井・榎
	堺第4 地域包括支援センター	堺区協和町 3-128-11 (愛らいふ内)	275-8586	275-8587	神石・新湊・大仙・大仙西
	※堺基幹型 包括支援センター	堺区南瓦町 3-1 (堺市役所本館3階)	228-7052	228-7058	
中区	中第1 地域包括支援センター	中区深井中町 1888-14	276-0800	276-0802	八田荘・八田荘西・深井・深井西
	中第2 地域包括支援センター	中区土塔町 2028 (ふれ愛の家内)	234-6500	234-6501	東百舌鳥・宮園・東深井・土師
	中第3 地域包括支援センター	中区東山 8 4 1-1 (ベルファミリア内)	234-2006	234-2013	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器
	※中基幹型 包括支援センター	中区深井沢町 2470-7 (中区役所1階)	270-8268	270-8288	
東区	東第1 地域包括支援センター	東区石原町 3-150 (つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	240-0018	240-0048	南八下・八下西・白鷺・日置荘・日置荘西
	東第1 地域相談窓口	東区日置荘田中町 143-1 (つるぎ荘内)	286-2828	286-6868	
	東第2 地域包括支援センター	東区南野田 33 (ハーモニー内)	237-0111	237-3900	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田
	※東基幹型 包括支援センター	東区日置荘原寺町 195-1 (東区役所1階)	287-8730	287-8740	
西区	西第1 地域包括支援センター	西区浜寺石津町西 5-11-21 (結いの里内)	268-5056	268-5066	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和
	西第2 地域包括支援センター	西区草部 531 (ウエルファイトひのき内)	271-0048	284-8875	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東
	西第3 地域包括支援センター	西区津久野町 1-5-8-103 (アーバンフォーレスト)	260-5022	260-5033	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝
	※西基幹型 包括支援センター	西区鳳東町 6-600 (西区役所4階)	275-0009	275-0140	
南区	南第1 地域包括支援センター	南区赤坂台 2-5-7 (赤坂台近隣センター内)	295-1555	295-1556	美木多(鴨谷台含)・赤坂台・新檜尾台・城山台
	南第2 地域包括支援センター	南区原山台 1-6-1-103 (府公社泉北原山台C団地6-1棟)	290-7030	290-7665	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台
	南第3 地域包括支援センター	南区茶山台 3-22-9 (茶山台近隣センター内)	289-8085	289-8086	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台
	南第4 地域包括支援センター	南区逆瀬川 1038-2 (榎塚荘内)	291-6681	291-6682	三原台・はるみ・榎塚台・泉北高倉
	※南基幹型 包括支援センター	南区桃山台 1-1-1 (南区役所2階)	290-1866	290-1886	
北区	北第1 地域包括支援センター	北区北花田町 3-28-1 (今井ビル)	240-0120	240-0121	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東
	北第2 地域包括支援センター	北区長曾根町 1199-6 (陵東館秀光苑内)	252-0110	257-2941	東三国丘・光竜寺新金岡・新金岡東
	北第3 地域包括支援センター	北区野遠町 344-1 (あけぼの苑)	257-1515	257-1525	大泉・金岡・金岡南・北八下
	北第4 地域包括支援センター	北区百舌鳥陵南町 2-662 (ハピネス陵南内)	276-3838	276-3800	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥
	※北基幹型 包括支援センター	北区新金岡町 5-1-4 (北区役所1階)	258-6886	258-8010	
美原区	美原第1 地域包括支援センター	美原区平尾 595-1 (美原荘内)	369-3070	369-3038	美原区全域
	※美原基幹型 包括支援センター	美原区黒山 167-1 (美原区役所1階)	361-1950	361-1960	

※ダブルケア相談窓口設置

北 区	窓口名	北保健福祉総合センター 地域福祉課	
	所在地	北区新金岡町 5-1-4 (北区役所3階)	
	TEL	(地域福祉係) 258-6771 (介護保険係) 258-6651	
	FAX	258-6836	
美 原 区	窓口名	美原保健福祉総合センター 地域福祉課	
	所在地	美原区黒山167-1 (美原区役所2階)	
	TEL	(地域福祉係) 341-0033 (介護保険係) 363-9316	
	FAX	362-0767	



ご存じですか?

消費生活に関する相談窓口

高齢者が悪質商法や契約トラブルにあっ
てしまう件数は年々増え続けています。
商品・サービスの契約トラブルなどで、被害
や不安を感じる事があれば、堺市立消費
生活センターへ相談ください。



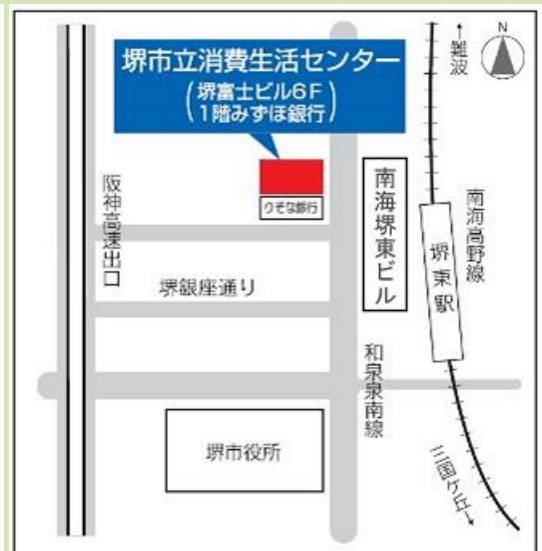
〔電話か面接で相談できます〕

電話072-221-7146

利用時間：月曜から金曜日 午前9時から午後5時
(祝日・年末年始を除く)

堺市立消費生活センター

〒590-0076 堺市堺区北瓦町2丁4番16号(堺富士ビル6階)
電話072-221-7146 FAX072-221-2796



(2)生活支援サービス

高齢者の皆様の生活を支援するために、次のようなサービスを行っています。

■緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等に緊急事態が発生した時に備えて、迅速・適切な対応を図ることを目的に、高齢者宅から消防局や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置します。

対象者

- ・虚弱等のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方
- ・昼間または夜間に独居（同居家族が就労・就学等のために日中または夜間の大半において不在）となる虚弱等の高齢者（ただし、この場合、負担金 32,000 円、所得税課税世帯の人は負担金 40,400 円が必要です。）



利用者負担

- ・生活保護世帯及び所得税非課税世帯 自己負担なし
- ・その他の世帯 8,400 円



お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課 地域福祉係（6～7ページ参照）

■日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者等の日常生活がより円滑に行われるように、必要に応じて次のような日常生活用具を給付します。

給付品目

自動消火器、電磁調理器、シルバーカー

対象者

要支援・要介護認定を受けているひとり暮らし高齢者等で、生活保護世帯または市民税非課税世帯の方

利用者負担金

- ・生活保護世帯 自己負担なし
- ・市民税非課税世帯 購入費の 1 割負担



お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課 地域福祉係（6～7ページ参照）

■紙おむつ給付事業

寝たきりや認知症高齢者で、常時紙おむつの使用が必要な方に対して、紙おむつと交換可能な給付券（1ヵ月につき1枚、1枚あたり6,500円上限）を交付します。市に登録されている紙おむつ給付事業者に注文し、給付券と交換で紙おむつを受け取ります。

※支給は、申請月分からとなります。

対象者

堺市内に居住し、かつ住民票がある方で、次の要件を全て満たす方
（1）65歳以上、（2）要介護度4～5、（3）市民税非課税世帯に属する方
※ただし、介護保険対象の施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所中、生活保護世帯、医療機関入院中の場合は対象外。

お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課 地域福祉係（6～7ページ参照）

■車いすバンク事業

疾病等により、歩行が困難な高齢者に、車いすを無償で貸与（3か月上限）します。

対象者

堺市内に居住し、かつ疾病等により歩行が困難な65歳以上の方
※要支援・要介護認定を受けている人は、介護保険サービスを優先してご利用ください。

お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課（6～7ページ参照）

■ 家族介護慰労金支給事業

重度の要介護者を日常的に介護している家族に対して、その精神的、経済的負担の軽減を図るため、家族介護慰労金を支給します。

● 支給対象となる介護者は次の要件を全て満たす方。（複数いる場合は、主たる介護者）

- (1) 本市に住民登録があること
- (2) 市民税非課税世帯に属していること
- (3) 40歳以上の方については、介護保険料を完納し、給付制限を受けていないこと
- (4) 次の要件をすべて満たす要介護者を1年以上在宅で介護している同居家族であること
- (5) 要介護者の要件
 - ①本市の介護保険被保険者であること
 - ②本市の区域内に1年以上住所を有していること
 - ③慰労金申請日以前の1年間（医療系病院への入院期間があった場合は、入院の前後の期間を合算する）、連続して介護保険の要介護4又は5の認定を受け、介護保険サービス（年間7日以内の短期入所サービス・福祉用具の購入・住宅改修を除く）を利用していないこと
 - ④市民税非課税世帯に属していること
 - ⑤介護保険料を完納し、給付制限を受けていないこと

お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課（6～7ページ参照）

ご存じですか？

成年後見制度

認知症の人や知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が十分でない人々を対象に、財産管理や身上保護など、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度についてのご相談は、下記までお問い合わせください。

法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人について、本人に代わって財産管理や身上保護などの法律行為を行う成年後見人等を選任し、本人を支援する制度です。

任意後見制度

十分な判断能力がある人が、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、その契約に従って任意後見人が支援する制度です。

お問い合わせ先 地域包括支援センター（5ページ参照）

ご存じですか？

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援します。

サービス内容

●福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの利用、または利用をやめるために必要な手続きや助言
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する支援

●日常的な金銭管理サービス

- ・年金及び福祉手当の受領に必要な支援
- ・税金や社会保険料、医療費、公共料金を支払う手続き
- ・日常の生活費（食費や日用品費など）についての助言
- ・預貯金の出し入れ、解約などの手続き

●書類等預かりサービス

- ・保管できる書類など
年金証書・預金通帳・実印や銀行印・証書（保険証書、権利証、契約書類など）
その他預かることが適当と認めた通帳・証書類（宝石、貴金属、骨董類は除く）

利用者負担金

※相談は無料です。

基本料金	月額1,000円 ※月1回の訪問を含む
日常的な金銭管理サービス	1,000円/回
書類等預かりサービス（貸金庫利用料）	月額600円

※ただし、生活保護を受給されている人は無料です。

お問い合わせ先 堺市社会福祉協議会 生活支援課 自立支援係
TEL 232-7771（直通） FAX 222-1320

■生活管理指導短期入所事業

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、一時的に養護する必要がある場合に、要介護状態への進行の予防及び家族支援を目的に、養護老人ホームなどに年間7日程度（介護をしている家族がダブルケア（子育てと介護の両方を担うこと）の状態にある方の場合は30日程度）の短期入所を実施することにより、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を行います。

利用料本人負担金（1回当たり）

- ・生活保護世帯 0円
- ・その他の世帯 食費、滞在費、その他レクリエーションに要した材料費等の実費分

お問い合わせ先 地域包括支援センター（5ページ参照）

(3)認知症支援サービス

認知症になっても住みよいまちとなることをめざして、認知症の方への支援をしています。

■堺市みまもりあい事業

認知症高齢者等の衣服や持ち物等に、フリーダイヤル及び緊急連絡先転送IDを記載したステッカーを貼付けることで、行方不明になったときに、個人情報保護の上で、発見者が家族等に直接電話連絡をとることができます。

また、スマートフォン向けアプリとステッカーが連動しており、行方不明となった認知症高齢者等の検索依頼を行うことができます。

行方不明になる恐れのある認知症高齢者等を地域全体で見守る事業です。



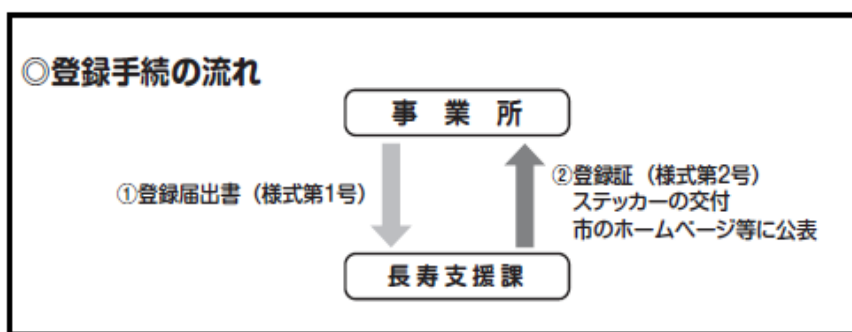
対象者

堺市に居住し、自宅で生活する65歳以上の高齢者で、認知症又は軽度認知障害によるひとり歩き行動で行方不明となるおそれのある方（若年性認知症も含む）

お問い合わせ先 長寿支援課（TEL 228-8347）

■堺市高齢者見守りネットワーク

本事業に登録している協力事業所は、普段からのさりげない見守りや声かけを通して、何らかの異変に気づいた場合、地域包括支援センター等の関係機関に連絡します。連絡を受けた関係機関は、訪問等により状況を確認し、本人や家族が必要とする支援に繋がります。



お問い合わせ先 長寿支援課（TEL 228-8347）

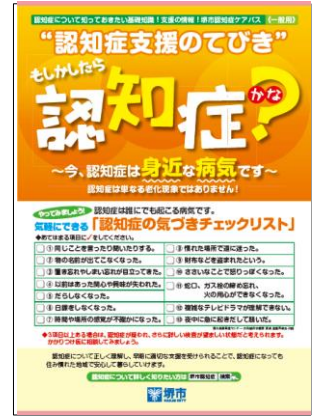
■ 認知症支援のてびき（堺市認知症ケアパス）

認知症の状況に応じたサービスや制度などを一体的に紹介する「認知症のてびき」を作成しました。

症状に応じた支援の流れや、利用できるサービスの種類などを一目で確認することができます。

地域包括支援センター等で、相談をお受けする際に使用します。

お問い合わせ先 長寿支援課（TEL 228-8347）



■ 堺ぬくもりカフェ（認知症カフェ）

認知症の方と家族、地域住民、専門職など誰でも参加できる場です。参加者が交流や情報交換、レクリエーションなどを行うことで、安心した時間を過ごします。

施設の一覧は、堺市ホームページに掲載しています。

お問い合わせ先 長寿支援課（TEL 228-8347）



■ 堺市認知症サポーター養成事業

認知症サポーターの役割は、まずは認知症を正しく理解することです。認知症の方や家族の気持ちを理解するよう努め、友人や家族に知識を伝えたり、外出先で困っている人に「どうしましたか」と声をかけたりするなど、自分にできる範囲での手助けを行います。

お問い合わせ先 堺市社会福祉協議会 包括支援センター統括課（TEL 238-3636）

■ 認知症疾患医療センター

認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状、かかりつけ医との連携のほか、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応や介護サービスとの連携等を行っています。

公益財団法人 浅香山病院
堺区今池町3-3-16
相談専用 TEL 072-222-9414
平日 8:30~17:00
土曜日 8:30~12:00

社会医療法人杏和会 阪南病院
中区八田南之町277
相談専用 TEL 072-278-0233
月曜日~土曜日 9:00~16:00

■ 認知症初期集中支援チーム

認知症の知識を持つ専門職（看護師・精神保健福祉士等）で構成される「認知症初期集中支援チーム」を認知症疾患医療センター浅香山病院と認知症疾患医療センター阪南病院に設置しています。

適切な医療・サービス等を受けられていない認知症の方の自宅を訪問するなど、認知症に対する適切な支援に結びつけることで、認知症の重篤化を防ぎます。

認知症の支援についての相談も可能です。

◎相談依頼窓口：お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（5ページ参照）

(4)介護保険サービス

介護保険制度は、老後の介護に対する不安を解消し、介護を必要とする人の自立支援や、介護者の負担軽減を図るなど、介護を社会全体で支えていくことをねらいとして創設され、平成12年4月から運用が始まりました。

●●●●●●●●●● 40歳以上の方が介護保険に加入します ●●●●●●●●●●

介護保険に加入するのは、65歳以上の方と、40歳から64歳の医療保険加入者です。堺市に住所を有する方は、堺市の介護保険に加入していただくことになります。(加入のための手続きや届出は必要ありません。)

被保険者の区分

第1号被保険者 65歳以上の方

第2号被保険者 40歳から64歳の医療保険に加入している方

※他の市町村から本市内の介護保険施設や有料老人ホーム等に入所し、住所を本市に変更された場合は、引き続き前住所の市町村の被保険者となります。

※また、身体障害者療護施設等（適用除外施設）に入所している方は介護保険制度が適用されません。

●外国人の被保険者適用について

外国人住民の方で永住資格や特別永住資格がある方をはじめ、在留期間が3か月を超える方、または生活実態などから3か月を超えて滞在すると認められる方は、原則介護保険に加入することになります。

●●●●●●●●●● 保険料は所得に応じて決まります ●●●●●●●●●●

■ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、法が定める基準により、ご本人や同じ世帯の方の市民税課税、非課税及びご本人の公的年金等の収入額、地方税法上の合計所得金額などにより定められます。保険料は、介護サービス費用の見込みに応じて、3年ごとに見直されます。

<65歳以上の方の保険料の年額（令和6年度～8年度）>

所得に応じた18段階の定額保険料を設定		年間介護保険料
保 険 料	第1段階 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方、または生活保護受給の方、または世帯全員が市民税非課税の方で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額との合計が年額80万9千円（注）以下の方（基準額×0.285）	25,370円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税の方で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額との合計が年額80万9千円（注）を超え年額120万円以下の方（基準額×0.47）	41,840円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税の方で、第1段階・第2段階以外の方（基準額×0.685）	60,980円

保 険 料	第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の方がおられる方で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額との合計が年額 80 万 9 千円（注）以下の方（基準額×0.9）	80,110 円
	第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の方がおられる方で、第4段階以外の方（基準額）	89,010 円
	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以下の方（基準額×1.18）	105,040 円
	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満の方（基準額×1.3）	115,720 円
	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方（基準額×1.5）	133,520 円
	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方（基準額×1.7）	151,320 円
	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方（基準額×1.9）	169,120 円
	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方（基準額×2.1）	186,930 円
	第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方（基準額×2.3）	204,730 円
	第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方（基準額×2.4）	213,630 円
	第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の方（基準額×2.5）	222,530 円
	第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満の方（基準額×2.6）	231,430 円
	第16段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の方（基準額×2.7）	240,330 円
	第17段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満の方（基準額×2.8）	249,230 円
	第18段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 2,000 万円以上の方（基準額×3）	267,030 円

（注） 令和 7 年 4 月より「80 万円」から「80 万 9 千円」に変更されました。

- ※ 公的年金等収入額とは、老齢年金・退職年金など、税法上の課税の対象となる年金をいいます。遺族年金・障害年金など、税法上非課税となる年金は含まれません。
- ※ 保険料の算定に用いる合計所得金額は、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する前年の合計所得金額（配偶者控除や医療費控除等の各種所得控除、上場株式などの譲渡損失に係る繰越控除等を行う前の金額）から土地、建物等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です（当該譲渡所得があり、かつ、雑損失繰越控除がある方については、合計所得金額から差し引かれる特別控除額が少額になっている場合がありますので、各区役所地域福祉課へご相談ください。）。
- ※ その他の合計所得金額とは、上記の合計所得金額から公的年金等収入に係る雑所得の金額を控除した額です。ま

た、給与所得が含まれている場合には、給与所得（給与所得と公的年金等収入に係る雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、所得金額調整控除適用前の金額）から 10 万円を控除した額（控除後の金額が 0 円を下回る場合、給与所得を 0 円とします。）となります。

また、市民税を申告された場合、介護保険料に反映されるまで 1~2 か月程度かかります（介護保険料が変更にならない場合もあります。）。

※ 国・府・市からそれぞれ公費を投入し、第 1 段階~第 3 段階の方については、保険料額（率）を軽減しています。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金から差し引かれる特別徴収と、納付書等で納めていただく普通徴収があります。

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を
年額 18 万円以上受給されている方

特別徴収

年金受給月に、年金から差し引かれます。

年金が年額 18 万円未満の方など

普通徴収

金融機関の口座振替や納付書により
納付していただきます。

※新たに 65 歳になられた方や市内に転入された方については、いったんは普通徴収となりますが、翌年度から特別徴収になる場合があります。

保険料の減免・猶予

次のいずれかに該当する方は、介護保険料が減免・猶予される場合がありますので、各区役所地域福祉課にご相談ください。

なお、減額の期間は、申請日の属する月からその年度の末日までです。ただし、下記②、④については取扱いが異なりますので、詳しくは各区役所地域福祉課にお問い合わせください。

① とくに生活にお困りの方(次の条件をすべて満たす方)を対象とした介護保険料の減額・猶予

- ・申請日時点で世帯全員が市民税非課税であること
- ・世帯の年間収入が 1 人世帯で 150 万円以下（以降、世帯員人数が 1 人増えるごとに 48 万円を加算した額以下）であること
（例えば 1 人世帯の場合 150 万円以下、2 人世帯の場合 198 万円以下）
なお収入額の算定の際、控除できる費用があります。
- ・他の世帯に属する人の所得税・住民税の扶養控除において、扶養親族になっていないこと
- ・他の世帯に属する人の医療保険の被扶養者になっていないこと
- ・世帯の銀行預金、郵便貯金、国債、地方債等の元本の合計額が 1 人世帯で 350 万円以下（以降、世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下）であること
- ・本人及びその世帯に属する人が居住用以外に処分可能な土地家屋を所有していないこと

② 災害により被害を受けられた方を対象とした介護保険料の減額・猶予

災害により住宅、家財等に著しい損害を受けられた方

③ 所得が著しく減少した方を対象とした介護保険料の減額・猶予

生計中心者の所得が特別な事情により、前年の 1/2 以下となり、かつ市民税非課税と見込まれる方

④ 刑務所などに拘禁され保険給付の制限を受けた方を対象とした介護保険料の免除

保険料の滞納による給付制限

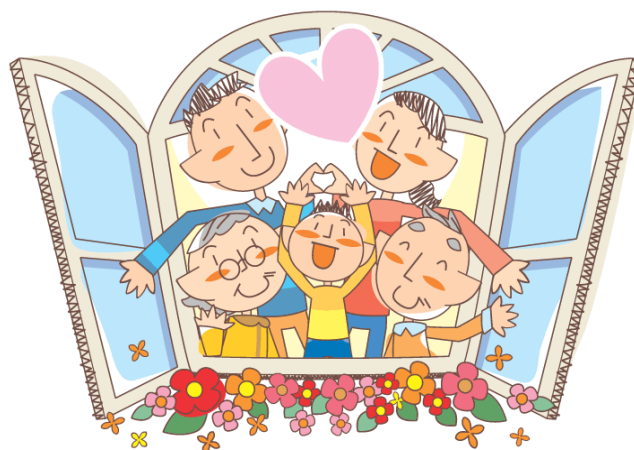
介護保険料を滞納すると、介護サービス利用の際に保険給付の制限があります。

滞納期間	措置の内容
納期限から 1年間以上 滞納した場合	介護サービス費用の1割、2割、または3割を負担する方法からいったん全額自己負担（10割負担）していただき、後日保険給付分（9割分、8割分または7割分）を堺市に請求する方法（償還払い）となります。
納期限から 1年6ヵ月以上 滞納した場合	介護サービス費用を全額自己負担した後で保険給付分（9割分、8割分または7割分）を請求されても、一部又は全部を一時的に差し止められます。さらに、一時差し止めしている給付額から滞納保険料を差し引きます。
納期限から 2年以上 滞納した場合	未納期間に応じ、一定期間自己負担率が1割または2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げ（保険給付率が9割または8割から7割に、あるいは7割から6割に引き下げ）となります。また、高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費及び特定入所者介護（介護予防）サービス費が受給できなくなります。

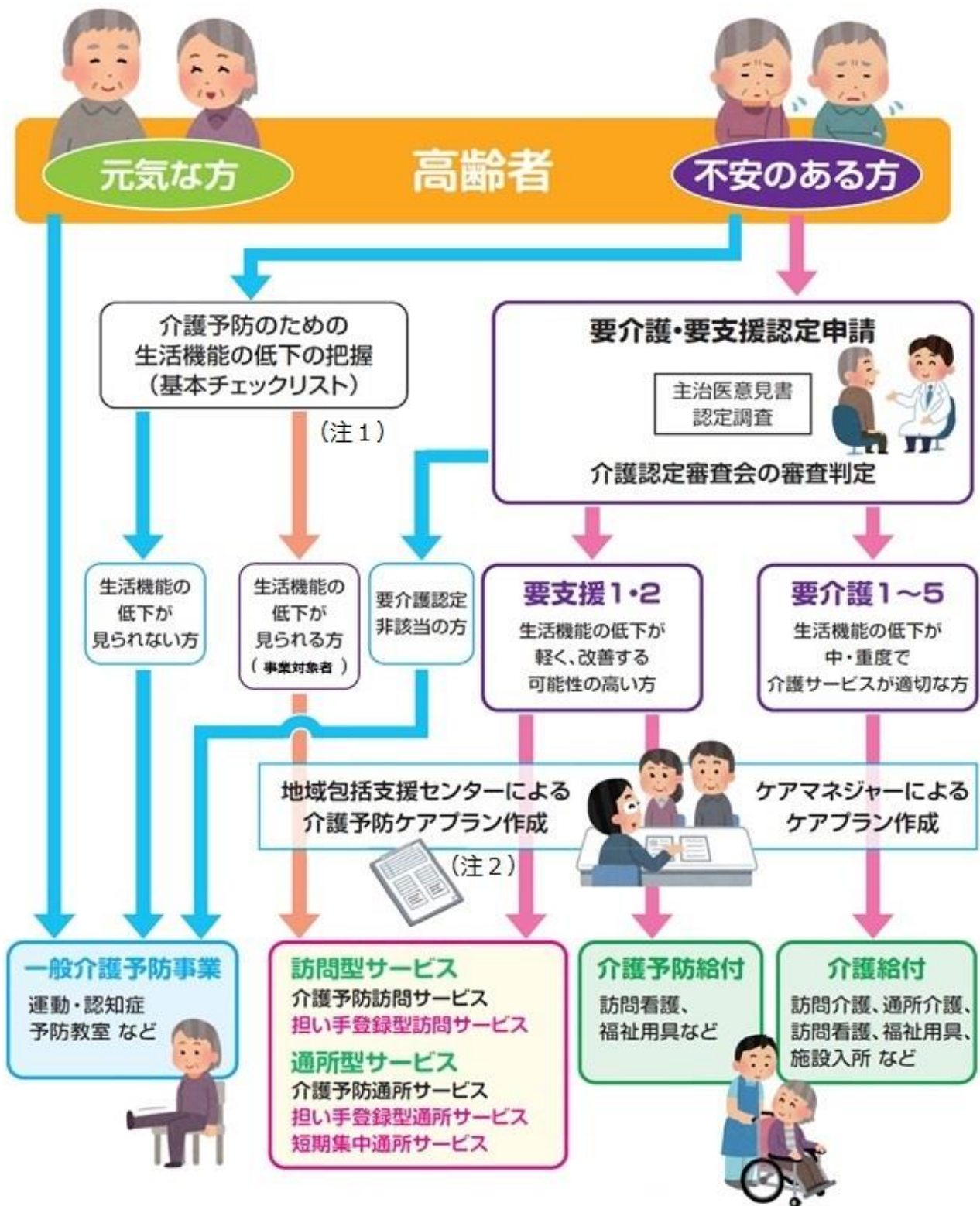
■ 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している各医療保険のルールにしたがって保険料が設定されます。

会社員など 被用者の場合	健康保険の加入者は、加入している健康保険の定めた算定方法により保険料が決まり、医療保険と一括して給料から天引きされます。
堺市国民健康保険 の場合	国民健康保険の加入者は、所得割・均等割により算定されて保険料が決まり、医療保険分と併せて、家族分を含めて世帯主から徴収されます。



■介護予防・介護保険サービスを受けるまでの流れ



(注1) 基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかどうかを把握するために地域包括支援センターやケアマネジャーが使用する、全25項目の質問票です。

(注2) 介護予防ケアプランの作成は、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所や堺市から指定を受けた居宅介護支援事業所も行うことができます。

【要介護・要支援認定申請をしたい方】

お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課 介護保険係 (6~7ページ参照)

■ 認定調査の概要

認定調査では、認定調査員がご自宅などを訪問し次のような項目についてお伺いします。

概況調査	ご本人が現在受けているサービス内容や家族状況、居住環境等についてお話を伺います。		
基本調査	基本調査は、ご本人の心身の状況を把握するためのもので、おおむね以下のような内容です。調査は、時間がかかる場合があります。		
	項目	具体的な調査項目	
	身体機能・起居動作について	腕や足をあげることができるか	肩関節・股関節・膝関節が動くか
		寝返りができるか	起き上がりができるか
		10分間程度座位保持ができるか	10秒程度両足で立てるか
		5メートル程度歩けるか	いすなどから立ち上がることができるか
		1秒程度片足で立つことができるか	洗身について
		つめ切りについて	視力について
		聴力について	
	生活機能について	ベッドから車いすなどへの乗り移りについて	トイレなどへの移動について
		食べ物の飲み込みについて	食事摂取について
		排尿について	排便について
		歯磨きについて	洗顔について
		整髪について	上衣の着脱について
		ズボン等の着脱について	外出頻度について
	認知機能について	意思の伝達について	毎日の日課の理解について
		生年月日や年齢の理解について	調査直前の記憶について
		自分の名前の理解について	今の季節の理解について
		場所の理解について	徘徊について
		外出すると戻れないことについて	
	精神・行動障害について	物を盗られたなどと被害的になることについて	作り話をすることについて
		感情が不安定になることについて	昼夜逆転について
		同じ話をすることについて	大声を出すことについて
		介護に抵抗することについて	家に帰るなどと言い落ち着きがないことについて
		一人で出たがることについて	収集癖について
		物や衣類を壊すことについて	ひどい物忘れについて
		独り言・独り笑いについて	自分勝手に行動することについて
		話がまとまらないことについて	
社会生活への適応について	薬の内服について	金銭の管理について	
	日常の意思決定について	集団への不適応について	
	買い物について	簡単な調理について	
過去14日間に受けた特別な医療について	点滴の管理	中心静脈栄養	
	透析	ストーマ（人工肛門）の処置	
	酸素療法	レスピレーター（人工呼吸器）	
	気管切開の処置	疼痛の看護	
	経管栄養	モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度など）	
	じょくそうの処置	カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマなど）	
特記事項	基本調査項目で表しきれないご本人の状況などは、特記事項として記載します。		

●●●●●●●●●●介護サービス（要介護1～5の方）●●●●●●●●●●

【サービスを利用する前に】 ケアプラン（介護サービスの利用計画）を作成する必要があります。

居宅介護支援 (ケアプランの作成等)	居宅介護支援事業者のケアマネジャーが介護サービス計画の作成等を行います。
-----------------------	--------------------------------------

※ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します）

■居宅サービス

〈居宅等でのサービス〉

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行います。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護	主治医の指示にもとづき、看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	通院困難な人を対象に、医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等における介護)	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練および療養上の世話を受けます。

〈事業所に通ってのサービス〉

通所介護（デイサービス）	通所介護施設に通い、日帰りして入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。
通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りしてリハビリテーションを受けます。

〈短期入所サービス〉

短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期間、介護老人福祉施設などに入所して、日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	※介護老人福祉施設などで日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、介護老人保健施設などで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。

〈生活環境を整えるサービス〉

福祉用具貸与※ ◎要介護度によって利用できる用具が異なります。	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。 【貸与品目】手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人はいかい感知器、移動用リフト、自動排せつ処理装置
福祉用具購入費の支給※	対象となる福祉用具の購入ができます。 【購入品目】腰掛便座、移動用リフトのつり具の部分、入浴補助用具、簡易浴槽、排せつ予測支援機器、自動排せつ処理装置の交換部分、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえ
住宅改修費の支給	住み慣れた自宅で安心して暮らすために、対象となる工事の費用を支給します。

※固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点つえ(松葉づえを除く)・多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

■施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活上の介助などを受けます。 ※新たに入所できるのは原則として要介護3以上の方となっています。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けます。
介護医療院	長期間の療養が必要な方が入所して、医療と介護を一体的に受けます。

※施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

■地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行います。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、リハビリテーションなどを受けます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が、少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)などに入所している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。 ※新たに入所できるのは原則として要介護3以上の方となっています。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	小規模な介護専用の有料老人ホーム(定員29人以下)などに入居している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、介護、看護や緊急時の対応を受けます。
看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを受けます。介護と医療それぞれのサービスが必要な人が、同じ事業者からサービスを受けます。
地域密着型通所介護	小規模な通所介護施設(定員18名以下)に通い、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の介護などを受けます。

●●●●●介護予防サービス／サービス・活動事業(要支援1・2の方)●●●●●

【サービスを利用する前に】 介護予防ケアプランを作成する必要があります。

介護予防支援 (介護予防ケアプランの作成等)	地域包括支援センターの職員や市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者が、介護予防サービス計画の作成等を行います。
---------------------------	-----------------------------------------------------------

※ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

※介護予防ケアプランの作成は、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所や堺市から指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所も行うことができます。

■居宅サービス

〈居宅等でのサービス〉

介護予防訪問サービス (ホームヘルプサービス)	自分ではできない日常生活の行為がある場合に、ホームヘルパーが訪問し、介護予防を目的とした日常生活上の支援を行います。
担い手登録型訪問サービス	自分ではできない日常生活の行為がある場合に、堺市の定める研修受講者が訪問し、介護予防を目的とした日常生活上の支援を行います。

介護予防訪問入浴介護	自宅に浴室がないなどの場合に限り、浴槽を積んだ入浴車などが訪問して、介護予防を目的とした入浴の介助などを行います。
介護予防訪問看護	主治医の指示にもとづき、看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
介護予防訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションなどを行います。
介護予防居宅療養管理指導	通院困難な人を対象に、医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
介護予防特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等における介護)	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどの特定施設に入居している方が、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

※太枠内のサービスは、基本チェックリストの実施により生活機能の低下が見られた方（事業対象者）でも利用できるサービスです。（19 ページ参照）

＜事業所に通ってのサービス＞

介護予防通所サービス (デイサービス)	デイサービスセンターで、専門職による機能訓練や食事、入浴、日常生活上の支援などを受けます。
担い手登録型通所サービス	堺市の定める研修受講者等による運動、レクリエーションなどの多様なサービスを受けます。
短期集中通所サービス	機能訓練の専門職により短期間に集中的に機能訓練を受け、状態改善、運動習慣の取得をめざします。
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	医療機関等や介護老人保健施設などで、リハビリテーションなどを受けます。

※太枠内のサービスは、基本チェックリストの実施により生活機能の低下が見られた方（事業対象者）でも利用できるサービスです。（19 ページ参照）

＜短期入所サービス＞

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期間、介護老人福祉施設などに入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。
介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	※介護老人福祉施設などで日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、介護老人保健施設などで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。

＜生活環境を整えるサービス＞

介護予防福祉用具貸与※ ◎要介護度によって利用できる用具が異なります。	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。
介護予防福祉用具購入費の支給※	対象となる福祉用具の購入ができます。
介護予防住宅改修費の支給	住み慣れた自宅で安心して暮らすために、対象となる工事の費用を支給します。

※固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点つえ(松葉づえを除く)・多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

(貸与品目・購入品目については、21 ページ参照)

■地域密着型サービス

介護予防 小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。
介護予防 認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、リハビリテーションなどを受けます。
介護予防認知症対応型 共同生活介護（グループホーム）（要支援2の方のみ）	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。

●●●●●●●●要介護度別の支給限度額（居宅サービス）●●●●●●●●

居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービスを利用する場合、要介護状態区分に応じて1ヶ月に介護保険を利用できる限度額が決まっています。限度額を超えた分は全額自己負担になります。

要介護度	支給限度額 (1ヶ月)	要介護度	支給限度額 (1ヶ月)
要支援1	5,032 単位	要介護1	16,765 単位
要支援2	10,531 単位	要介護2	19,705 単位
		要介護3	27,048 単位
		要介護4	30,938 単位
		要介護5	36,217 単位

※居宅療養管理指導、福祉用具の購入、住宅改修費の支給、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保険施設サービスについては、支給限度基準額の対象となりません。

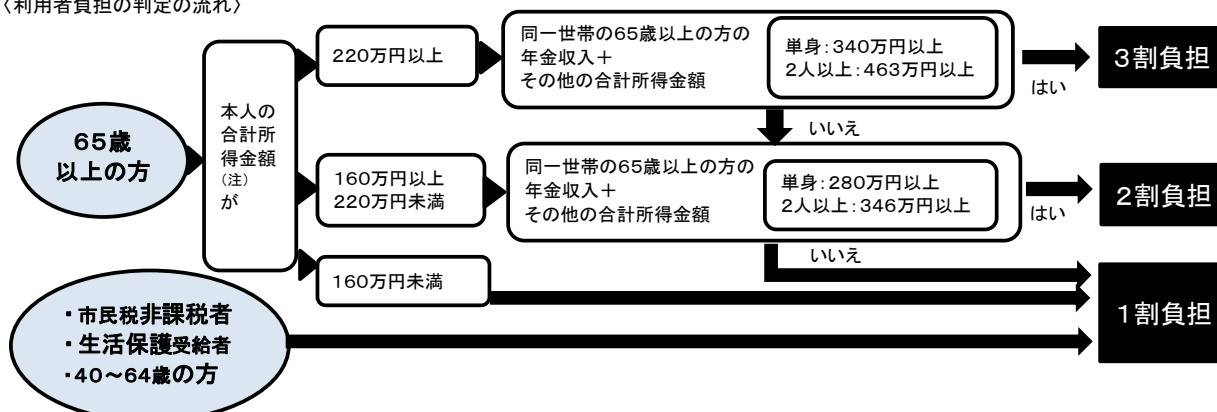
※1単位は、10円～10.7円となります。（サービスの種類ごとに異なります。）

●●●●●●●●●●介護サービスにかかる利用料●●●●●●●●●●

■利用料について

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）が自己負担となります。また、施設に入所または短期入所された場合は、居住費及び食費も自己負担となります。なお、ケアプランを作成していない場合は、償還払い（一旦全額自己負担）となります。利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

〈利用者負担の判定の流れ〉



(注)合計所得金額とは・・・収入から公的年金控除、必要経費等を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

■高額介護サービス費等について

1ヵ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたとき、申請により、超えた分が、高額介護サービス費として支給されます。支給対象となった方に申請書を送付しますので、区役所地域福祉課へ速やかにお手続きください。一度申請していただくと、利用者負担が限度額を超えている月については、自動的に計算し支給されるようになります。

〈高額介護サービス費の利用者負担上限額（月額）〉

区分	利用者負担上限額
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方（※1）	世帯 140,100 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の方（※1）	世帯 93,000 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満（※1）で 市民税課税世帯の方	世帯 44,400 円
市民税非課税世帯	世帯 24,600 円
・前年の合計所得金額及び公的年金等収入額の合計が 80 万円（※2）以下の方 ・老齢福祉年金受給者	個人 15,000 円
・生活保護受給者の方 ・利用者負担額を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない方	個人 15,000 円 世帯 15,000 円

※1 同一世帯の 65 歳以上の方の中で、最も課税所得の多い方の課税所得で算定する。

※2 令和 7 年 8 月より 80.9 万円に変更されます。

高額介護サービス費の受領委任払について

大阪府内の介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設等」という。）に入所し、利用者負担額が高額となる場合、本来、利用者が受け取るべき高額介護サービス費の受領を施設等に委任することにより、利用者は利用者負担上限額を施設等に支払うことをもって精算できます。その後、堺市が施設等に対し、高額介護サービス費を支払います。ただし、以下の方は高額介護サービス費の受領委任払の対象となりません。

- 介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている。
- 受領委任払をすることについて、施設等が同意しない。
- 介護老人保健施設において利用者負担額を軽減している。

高額医療・高額介護合算制度について

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になった場合は、限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。毎年 8 月から翌年の 7 月までの 1 年間で、医療機関等に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費等控除後の額）の合計額（両方の支払があることが条件です）から、自己負担限度額を差し引いた額が 500 円を超えた場合に、申請により、その差し引いた金額を支給します。

<高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額>

● 70歳未満の方

区分		限度額
基準 総 所得 額	901万円超	212万円
	600万円を超え901万円以下	141万円
	210万円を超え600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
市民税非課税世帯		34万円

● 70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分		限度額
課 税 所 得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般（市民税課税世帯の方）		56万円
低所得者（市民税非課税世帯の方）		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円となる方 （年金収入のみの場合80万円以下の方）		19万円

■低所得者への配慮

① 施設入所時の居住費（滞在費）・食費の負担軽減

施設に入所または短期入所された場合、居住費（滞在費）・食費を軽減する制度（特定入所者介護サービス費）があります。申請により、下表の限度額までの負担となります。

【対象サービス】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、
（介護予防）短期入所療養介護

居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）

	対象	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額
		ユニット型 個室	ユニット型個室 的多床室・ 従来型個室	多床室	
第3段階 ②	・世帯（注1）全員が市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金、障害年金など）収入額の合計額が年額120万円超の方	1,370円	1,370円 （880円）	430円	1,360円 【1,300円】

第3段階 ①	・世帯（注1）全員が市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金、障害年金など）収入額の合計額が年額 80 万円（注2）超 120 万円以下の方	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円 【1,000 円】
第2段階	・世帯（注1）全員が市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額と非課税年金（遺族年金、障害年金など）収入額の合計額が年額 80 万円（注2）以下の方	880 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円 【600 円】
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護受給者の方	880 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円

（注1） 配偶者（事実婚も含む。）が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。

（注2） 令和7年8月より80.9万円に変更されます。

※ 預貯金等の合計額が、第1段階の方は1,000万円（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円）、第2段階の方は650万円（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,650万円）、第3段階①の方は550万円（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,550万円）、第3段階②の方は500万円（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円）を超える場合は、負担軽減の対象外となります。

※（ ）内は介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

【 】内は短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※ 施設の設定した居住費（滞在費）・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として介護保険から施設に支払われます。

※ 申請した月から適用となります。申請にあたっては、本人および配偶者の預貯金通帳等のコピーと金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。

※ 偽りその他の不正行為により軽減を受けると軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。

② 訪問介護（ホームヘルプサービス）利用者に対する利用者負担の軽減

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として負担額が0円となっている人の利用者負担額を0円とします

③ 社会福祉法人による利用者負担の軽減

・市民税非課税世帯の方（生活保護又は中国残留邦人等支援給付受給者を除く）

一部の社会福祉法人が提供する対象サービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方について、申請により、利用者負担額、食費・居住費（滞在費）が軽減される場合があります。軽減を実施している法人については29ページをご覧ください。

[対象となる方の要件]

市民税非課税世帯の方であって、次の要件を全て満たす方

- (1) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

[対象費用]

1 割の利用者負担額、食費、居住費（滞在費）

※ただし、負担限度額認定証を持っていない方は、介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の食費・居住費（滞在費）は軽減されません。

[軽減割合]

上記対象費用を 25%軽減（老齢福祉年金受給者の方は 50%軽減）

●対象サービス

介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護 など

・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受給している方

生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受給されている方が次のサービスで個室を利用した場合、居住費の利用者負担額が全額軽減されます。

●対象サービス

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

※詳しくは利用している社会福祉法人等にお問い合わせ下さい。

軽減を実施している社会福祉法人

あすなろ会	こころの家族	天寿会	マーヤ
いずみ会	五常会	東光学園	美木多園
稲穂会	コスモス	上神谷福祉会	三篠会
エーザラ福祉会	コミュニティ福祉会	野田福祉会	みささぎ会
大阪福祉会	堺暁福祉会	博光福祉会	悠人会
大阪府社会福祉事業団	堺中央共生会	ひまわり会	よしみ会
おおとり福祉会	堺福祉会	宏和会	ラポール会
風の馬	桜会	福生会	和風会
歓喜会	さつき会	フローラ藤の会	
関西福祉会	そうび会	宝生会	
啓真会	貞省会	朋和会	

④ 介護老人保健施設による利用者負担の軽減

生計困難な方が下記の介護老人保健施設を利用される場合、その利用者負担が減免される場合があります。

※詳しくは下記の介護老人保健施設にお問い合わせください。

法人名	施設名
(公財) 浅香山病院	介護老人保健施設 みあ・かーさ
(公財) 浅香山病院	小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ
(福) おおとり福祉会	介護老人保健施設 堺ラ・メール
(福) 堺福祉会	介護老人保健施設 愛和園
(福) 貞省会	介護老人保健施設 カロス
(福) 同仁会	介護老人保健施設 みみはら
(福) 美木多園	老人保健施設 美樹の園
(福) 天寿会	介護老人保健施設 ホットスプリング美原

■ 課税世帯への特例減額措置

高齢夫婦等の市民税課税世帯で、一方が施設に入所して居住費及び食費を負担することにより、在宅の配偶者等の生計が著しく困難にならないように、施設の居住費及び食費が減額される場合があります。

お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課 介護保険係 (6～7ページ参照)

■高額障害福祉サービス等給付費

ホームヘルプやショートステイなどの障害福祉サービスを利用してきた方が 65 歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。詳しくは各区役所地域福祉課又は保健センターにお問い合わせ下さい。

対象者

65 歳以上で障害福祉サービスから介護保険のサービスへ移行された方又は障害福祉サービスと介護保険のサービスを併用されている方

お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課又は保健センター（6～7、45ページ参照）

(5)一般介護予防事業

いつまでもげんきで若々しく過ごしていただくために、堺市では高齢者を対象に様々な事業を展開しています。一人一人の体の状態にあったものを選んでいただけます。担当課へお気軽にお問い合わせください。

■地域出前型げんきあっぷ教室

地域の自主活動グループを対象に、運動指導員等を派遣し、転倒予防、体力増進、運動習慣を身につけるなどを目的とした体操や、高齢者向けの簡易な体力測定を行います。

対象者…高齢者の自主活動グループで以下の条件に該当すること。

- ① 10名以上30名程度のグループ
 - ②参加者のうち、堺市在住の65歳以上の方が過半数を占めるグループ
 - ③実施する場所（地域会館等）を堺市内で確保することができるグループ
- ※体力測定機器運搬のため駐車場（1台以上）の確保もお願いします。

お問い合わせ先 長寿支援課（TEL 228-8347）

■げんきあっぷ教室（老人福祉センター実施分）

市内の7ヶ所の老人福祉センター（62ページ参照）に、運動指導員等を派遣し、転倒予防、体力増進、運動習慣を身につけるなどを目的とした体操を行う教室を実施します。週1回程度の頻度で実施（1クール10回程度）

お問い合わせ先 長寿支援課（TEL 228-8347）

■自主運動グループ育成事業

運動を行いたいグループを保健師や理学療法士、運動指導員等が支援します。転倒予防や足腰を強くするために効果的な体操等の指導を数回行い、その後は自主的に活動をしていただきます。

お問い合わせ先 各保健センター（45ページ参照）

■介護予防・健康教室

保健センター及び地域会館等において、保健師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による介護予防や健康増進全般に関する講座を実施します。

お問い合わせ先 各保健センター（45ページ参照）

■低栄養予防出前啓発事業

地域会館等において保健センターの管理栄養士等による低栄養予防のための講座を実施します。

お問い合わせ先 各保健センター（45ページ参照）

■口腔機能の向上出前啓発事業

保健センターの歯科衛生士や言語聴覚士等による口腔機能向上のための講座を実施します。健口（けんこう）体操や、適切な歯のみがき方、歯間部清掃用具の使用方法などをアドバイスするなどして、口腔機能向上の取り組みを日常生活に取り入れることをめざします。

お問い合わせ先 各保健センター（45ページ参照）

■ひらめき脳トレプラス教室

関西大学との連携事業で制作した、認知症予防に効果のある「堺コッカラ体操」とグループでのおしゃべり交流、認知・注意課題・漢字音読等 脳の活性化につながる取り組みに加え口腔ケアやお口の体操、食生活ワンポイントアドバイスなどを行います。

お問い合わせ先 各保健センター（45ページ参照）

ご存じですか？



堺コッカラ体操（堺市版介護予防体操）



楽しく身体を動かしながら脳を活性化させる、ココロとカラダを元気にする体操です。簡単な基本動作を音楽に合わせることで、脳血流量が増え、認知症予防の効果が期待できます。

堺コッカラ体操は、一般介護予防事業や老人福祉センター（64ページ参照）で体験できます。

また、堺コッカラ体操リーダー養成講座の修了生がリーダーとなり、地域で堺コッカラ体操を広める活動をしています。

お問い合わせ先 長寿支援課（TEL 228-8347）

■障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中の人、または国民年金の被保険者であった人が、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満のときに障害の状態になった場合、下記の①、②の要件に該当すれば支給されます。また、20歳前の病気やケガで障害の状態になった人にも、20歳から支給されます。ただし、所得要件があります。

①初診日の前日において、初診月の前々月までの被保険者期間で、保険料納付済期間（保険料免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間も含む。）が、3分の2以上あること。

原則として昭和61年4月1日以降、令和18年3月31日以前に初診日がある場合は、特例として初診日の前日において、初診月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ支給されます。

②障害認定日※以降に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。

※障害認定日とは、病気やケガにより、初めて診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月をまたないでも症状が固定したときはその日のことを言います。

ただし、これらの日が20歳未満のときは、20歳になった日になります。

令和8年度

年金額：1級障害 昭和31年4月2日以後生まれの方 1,059,125円

昭和31年4月1日以前生まれの方 1,056,125円

2級障害 昭和31年4月2日以後生まれの方 847,300円

昭和31年4月1日以前生まれの方 844,900円

■遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の加入期間中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間が25年以上ある人が死亡したとき、下記の①、②の要件に該当すれば、その人によって生計を維持されていた子（18歳到達の年度末までの子、または20歳未満の障害の状態にある子）のある配偶者※、または子に支給されます。

※平成26年4月以降に配偶者が死亡した場合、子のある夫も支給されるようになりました。

①死亡日の前日において、死亡月の前々月までの被保険者期間で、保険料納付済期間（保険料免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む。）が、3分の2以上あること。

原則として昭和61年4月1日以降、令和18年3月31日以前に死亡した場合は、特例として死亡日の前日において、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ支給されます。

②老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として25年）を満たしている人、もしくは受給権を有する人が死亡したとき。

令和8年度

年金額：子のある配偶者に支給される年金額

昭和31年4月2日以後生まれの方 1,091,100円

昭和31年4月1日以前生まれの方 1,088,700円

※上記は子が1人のとき。子の人数により加算額は異なります。

(7) 養護老人ホーム・軽費老人ホーム

■ 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の方で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している方で、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。(市外施設への入所もできます。)

■費用…本人及び扶養義務者の収入に応じた費用の負担が必要です。

お問い合わせ先 各区役所 地域福祉課 (6～7ページ参照)

■ 軽費老人ホーム

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が利用する施設です。ただし、その方の配偶者、3親等内の親族と共に入所することが必要と認められる方については、60歳未満の方も利用できます。

なお、軽費老人ホームには次のような種類があります。

■軽費老人ホーム……………食事サービス付。

■軽費老人ホーム(A型)…食事サービスが付き、診療所が併設されています。

■軽費老人ホーム(B型)…自炊が可能な方(食事サービスはありません。)

お問い合わせ先 直接施設へ(下記一覧表参照)

< 施設一覧表 >

名称	区分	所在地・最寄駅	TEL	FAX
養護老人ホーム 八田荘	養護	中区八田南之町162-3 南海バス「中老人福祉センター」	278-0058	278-0584
福生園	養護	中区伏尾196 南海バス「天の橋」	278-0205	278-0525
延命荘	軽費A	南区御池台5丁2-6 南海バス「御池台5丁」	297-5342	296-2568
ケアハウスゆーとりあ	軽費	中区見野山162 南海バス「岩室」	236-8779	234-8674
ケアハウスシャルム出屋敷	軽費	東区八下町1丁127-1 南海バス「野遠」	250-2615	258-6820
ケアハウスハーモニーコート	軽費	東区南野田34 南海高野線「北野田駅」	230-2300	230-2227
ケアハウス朗友	軽費	西区草部743 南海バス「万崎」	271-7611	271-7311
ケアハウスはーとらんど	軽費	西区津久野町1丁7-20 阪和線「津久野駅」	272-7400	272-7401
ケアハウス逆瀬川	軽費	南区逆瀬川1039 南海バス「逆瀬川口」	291-0912	291-9679
ケアハウス美和	軽費	南区三木閉57 南海バス「堺西高校前」	290-0250	290-0252
ケアハウスセツンの家	軽費	南区檜尾3360-10 南海バス「檜尾山北」	272-8338	272-8337
ケアハウスプレス南花田	軽費	北区南花田町530 南海バス「南花田町東」	256-2800	256-2801
ケアハウス和風荘	軽費	美原区平尾2196 南海バス「平尾」	361-6093	369-2108

(8)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

■有料老人ホーム

高齢者が入所し、食事をはじめ日常生活に必要なサービスを提供する施設で、各施設によってサービス内容、入所条件や費用が異なります。

■**介護付**…介護保険法の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けたもの。

■**住宅型**…外部の訪問介護サービス等を利用するもの。

堺市内に届出のある有料老人ホーム一覧は、堺市ホームページに掲載しています。



堺市ホームページ内の検索窓

有料老人ホーム一覧

検索

堺市ホームページ内の検索窓にて、「有料老人ホーム一覧」と検索して下さい。

お問い合わせ先 直接施設へ

■サービス付き高齢者向け住宅

一定の面積と設備、バリアフリー構造を備え、安否確認サービスや生活相談サービス等が行われる高齢者向け住宅として登録された住宅です。登録された住宅については、下記ホームページで探すことができます。

【サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムホームページ】



サービス付き高齢者向け住宅

情報提供システム

Residences for elderly people with service

<http://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>

お問い合わせ先 直接各サービス付き高齢者向け住宅へ

ご存じですか？

サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度

堺市内に登録されているサービス付き高齢者向け住宅については、以下の窓口にて閲覧することも可能です。

お問い合わせ先

窓口名	TEL
住宅部 住宅施策推進課	228-8215
長寿社会部 介護事業者課	228-7348